

高知くらしの護身術

284

自動車の売買契約

契約条項の確認を

(2013年5月14日掲載原稿)

「自動車の売買契約をしたが、他店の自動車の方が気に入ったので、キャンセルしたい」という相談があります。

一般に物の売買では、売り手の「売ります」という意思表示と買い手の「買います」という意思表示が合致すれば契約が成立し、いったん契約が成立すると、一方的にキャンセルはできません。では、自動車の売買契約はどの時点で成立するのでしょうか。

一般社団法人日本自動車販売協会連合会（自販連）の自動車注文書標準約款によると、契約成立の日は、自動車の登録がなされた日、注文により販売会社が修理・改造・架装などに着手した日、自動車の引き渡しがなされた日、この内のいずれか早い日とされています。つまり、事業者がこの約款を用いている場合には、購入者が注文書に署名・押印した段階では、契約は成立していないこととなります。

また、自販連の約款では、契約成立前であればキャンセルが可能ですが、キャンセルによって販売店に損害が生じた場合は、通常生じる額（車庫証明の申請の実費など）を損害賠償請求できることも定められており、消費者はこれを負担する必要があります。

全ての販売業者が自販連の標準約款を採用しているわけではなく、「購入者が手付金を支払った時点で契約が成立する」「車両代金の20%をキャンセル料として請求する」などの、独自の契約条項を定めた約款を用いている事業者もありますので、注文書に署名・押印する前に、契約条項をよく確認してください。

本当にこの車が欲しいのか、支払いは可能か、維持費は払えるかなどもよく考え、自己都合でのキャンセルは極力避けましょう。